

令和3年度山形県立高等学校専攻科修学支援交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県立高等学校の専攻科（以下「高等学校専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、予算の範囲内において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和38年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、授業料に係る経費を高等学校専攻科修学支援交付金（以下「専攻科支援金」という。）を交付する。

(交付対象)

第2条 専攻科支援金の交付対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する算定基準額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者等の算定基準額が100円未満である者
 - イ 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（アに該当する者を除く。）
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、該当各号に定める時点から交付の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。

- (1) 退学又は停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(交付期間)

第3条 専攻科支援金の交付期間は、前条第1項第1号から第5号の各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校専攻科に在学した期間を通算して最大で24月までとする。

(交付の額)

第4条 専攻科支援金の額は、保護者等の所得の区分に応じた別表の額による。

(受給資格認定申請、認定の通知)

第5条 受給資格者は、専攻科支援金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、受給資格認定申請書(様式第1号)に、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年省令第13号)第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写し等を貼り付けた個人番号カード(写)等貼付台紙(様式第13号)又は市町村民税課税標準額と調整控除額を証明する書類(以下、「課税証明書等」という。)を添付して、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、認定又は不認定の決定を行い、当該申請を行った者に対し、受給資格認定及び交付決定通知(様式第2号)又は受給資格認定通知(不認定)(様式第3号)により通知する。

(交付方法)

第6条 知事は、前条第2項の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対し、専攻科支援金を交付する。

2 専攻科支援金の交付は、受給権者が前条第1項の認定申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月(受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月とする。)から始め、専攻科支援金を交付すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者が、やむを得ない理由により前条第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(代理受領等)

第7条 知事は、高等学校専攻科に在学する受給権者に交付すべき専攻科支援金を、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、受給権者に対し、専攻科支援金の交付があったものとみなす。

(交付事由消滅の通知)

第8条 知事は、受給権者が専攻科支援金の交付を受ける事由が消滅したとき(当該受給権者が卒業し若しくは修了した者又は高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超える者となったときを除

く。)は、受給権者であった者に対し、受給資格消滅通知(様式第4号)によりその旨を通知する。

(交付額の変更の通知)

第9条 知事は、専攻科支援金の交付額を変更するときは、受給権者に対し、変更交付決定通知(様式第5号)により通知する。

(交付の停止等)

第10条 知事は、受給権者が在学する高等学校専攻科を休学した場合において、受給権者が交付停止申出書(様式第6号)により申し出たときは、その交付を停止することができる。

2 前項の申出をした受給権者(既に個人番号カードの写し等を提出している者を除く。)が同項に規定する場合に該当しなくなったときは、交付再開申出書(様式第7号)に、収入状況届出書(様式第1号)及び保護者等の課税証明書等を添付したもの(以下「収入状況届出書等」をいう。)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の申出により交付の停止をしたとき又は前項により交付の再開をしたときは、申出をした受給権者に対し、交付停止通知(様式第8号)、又は交付再開通知(様式第9号)により通知する。

4 第1項の交付を停止する期間は、同項による申出をした日の属する月の翌月(申出をした日が月の初日である場合は、当該月とする。)から第3項による該当しなくなった旨の申出をした日の属する月(申出をした日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月とする。)までの間とする。

5 第1項の規定により当該月に係る専攻科支援金の交付が停止された月は、第2条第3号及び第6条の期間の計算については、その初日において在学していた月には該当しないものとみなす。

(収入状況の届出等)

第11条 受給権者(前条第1項の規定により専攻科支援金の交付が停止されている者又は申請時に個人番号カードの写し等を提出している者を除く。以下、この条において同じ。)は、別に定める日までに、収入状況届出書等を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、知事に速やかに収入状況届出書に個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したものを届け出なければならない。

3 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(交付の一時差止め)

第12条 知事は、受給権者が正当な理由がなく前条第1項の規定による届出を行わないとき又は停学(3か月未満のものに限る。)の処分を受けたときは、専攻科支援金の交付を一時差し止めることが

できる。

- 2 知事は、前項の規定により交付の一時差止めをしたときは、当該受給権者に対し、交付差止通知（様式第10号）により通知する。

（交付実績証明書）

第13条 受給権者又は受給権者であった者は、知事に対し、交付実績証明書発行申請書（様式第11号）により専攻科支援金の交付実績の証明を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合には、交付実績証明書（様式第12号）を発行しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第2条第4号の規定は、令和3年7月分以降の月分の専攻科支援金の交付について適用する。この場合において、同年6月分以前の専攻科支援金の交付に係る同号の規定の適用については、「保護者等の算定基準額が100円未満である者」とあるのは、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を課されない者」と、「保護者等の算定基準額が51,300円未満である者」とあるのは、「道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者」とする。
- 3 第5条第1項の規定は、令和3年7月分以降の月分の専攻科支援金の交付について適用する。この場合において、同年6月分以前の専攻科支援金の交付に係る同項の規定の適用については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年省令第13号）第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写し等を貼り付けた個人番号カード（写）等貼付台紙（様式第13号）又は市町村民税課税標準額と調整控除額を証明する書類」とあるのは、「保護者等の道府県民税所得額と市町村民税所得割額を証明する書類」とする。

別表

	区分Ⅰ	区分Ⅱ
交付額	9,900円	4,950円

（注）この表中、「区分Ⅰ」は、第2条第4号アに該当する者とし、「区分Ⅱ」は、第2条第4号イに該当する者とする。